

**令和 5 年度 第 4 回 江南市 高齢者福祉審議会  
会議録**

日時	令和 6 年 2 月 6 日（火） 午後 1 時 3 0 分から
場所	江南消防署 3 階 講堂
出席者	委員長 峰島 厚 副委員長 石川 勇男 委員 浅野 加津彦 伊神 季美枝 内田 吉信 有働 奈央 近藤 直樹 鈴木 智子 高橋 妙子 高橋 正博 田代 一夫 野田 智子 野呂 美鈴 宮道 末利子 渡部 敬俊
事務局	高齢者生きがい課、福祉課、保険年金課、健康づくり課 各地域包括支援センター
会議の公開	公開
傍聴者数	0 名

**【 1 】 会議次第**

- 1 あいさつ
- 2 議題
  - ( 1 ) パブリックコメントの結果について
  - ( 2 ) 介護報酬改定について
  - ( 3 ) 第 8 期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の進捗状況について
  - ( 4 ) 地域包括支援センターの事業計画進捗状況、評価、次期計画について
  - ( 5 ) 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 3 その他

**【 2 】 会議経過**

(事務局)

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年度第 4 回江南市高齢者福祉審議会を始めさせていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとう

ございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

机上に、差し替えの資料として次第、追加資料といたしまして資料5、参考資料5-1、報酬改定の内容の参考として、令和6年1月22日に開催されました社会保障審議会介護給付費分科会で配付されました資料を配付させていただきました。参考となる資料につきましては後ほど御覧いただければと思います。事前に配付いたしました資料を含め、不備不足はございませんでしょうか。

それでは、本日の会議につきましては、江南市民参加条例の規定により、会議録をホームページに公表いたします。委員の皆様には、公表前に御確認いただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

## 1 あいさつ

(事務局)

次第1、健康福祉部長より御挨拶申し上げます。

(健康福祉部長) あいさつ

(事務局)

続きまして、委員長、よろしく願いいたします。

(委員長)

お忙しい中、どうも御出席ありがとうございます。

私のほうから1点だけですけれど、報酬単価が提示されまして、私の想定よりも低かったというのが印象で、そういう意味でいきますと、基金を取り崩して何とか介護保険料を抑えることができたというような、こういうふうな状況だろうと思います。

ただ、それは、もう一方でいうと、特に職員の処遇については、残念ながら、一般の労働者の賃上げとか物価高に追いつかないというふうな状況になったんだろうということで、その意味でいうと、人材の確保等の問題は今後かなり重要な課題として出てきているんじゃないかというふうにして思っています。

そういうふうなところで考えると、多分10期がかなりどういうふうにしていくのかということで重要な課題になって、江南の状況から考えると、職員の処遇と介護保険料の両方をよい方向に持っていこうとすると、実際には国の補助率あるいは補助額を上げてもらわないとどうにもならないんじゃないかというな、こういうふうな多分、状況になるんじゃないかというふうに見ています。

その意味では、今回、第9期の計画についてはここで最終的な案を議論していただ

くというふうになりますけれども、ぜひ、その後も含めて、第9期以後の展開について皆さんのほうでもぜひよく見守りながら、検討しながら進めていただくということを特にお願いしたいと思います。今日は最後ですけれども、よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以後の議事の進行は、委員長、よろしく願いいたします。

(委員長)

傍聴者はいますか。

(事務局)

いませんでした。

## 2 議題

### (1) パブリックコメントの結果について

(委員長)

それでは、議題のほうに早速入らせていただきます。

議題(1)のパブリックコメントの結果についてということで、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料1》

(委員長)

1件のみで、この件は審議会でも出されたところですので、よろしいでしょうか。特に意見はないと思いますので、それじゃ、早速次の議題のほうに移らせていただきます。

### (2) 介護報酬改定について

(委員長)

(2)の介護報酬改定についてということで、事務局のほうからお願いします。

(事務局) 説明

《資料2》

(委員長)

今の段階ですけれども、報酬の詳細まではまだ決まっていませんけど、ほぼこれでいけるだろうということで計算をしていただきました。前回の会議からプラス62円、介護保険料は上昇するという事です。

質問あるいは御意見がありましたらどうぞ。よろしいですかね。数字ばかりで申し訳ないけど、基本的には計算するところなるということで。

それでは、御了解いただいたと、もし、後でということでも構いませんので、御意見があれば次の段階でも出していただいても構いませんので、取りあえずここでは御了解いただいたという形にさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(3) 第8期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の進捗状況について

(4) 地域包括支援センターの事業計画進捗状況、評価、次期計画について

(委員長)

それじゃ、次の議題のほうに移ります。

(3)の第8期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の進捗状況についてということで、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料3、参考資料3-1~3、資料4-1~6、参考資料4-1~2》

(委員長)

一旦は8月の時点のもので出されていますけれども、それ以後の数値を変更したものとということと、それから、(4)の地域包括支援センターの事業計画も併せて御説明いただきましたので、その点も含めて、膨大な資料になりますけれども、御意見、質問等がありましたらどうぞ。

(委員)

資料の3の江南市介護保険事業計画の進捗状況に高齢者の人口の推移というのが載っていますね。これと、あと9期の計画の案がございますね。こちらのほうの27ページを参照した場合、この人口動態の令和2年度から令和22年度までの人口の変位が分かると思うんですが、間違っていたら申し訳ございませんが、いわゆる総人口に対しましては、令和3年度をピークアウトして下がっていくと。あと40歳から64歳に関しましては、これは令和6年度を境にして減少していると。それから、高齢者人口の65歳以上に関しましては、令和5年度をピークアウトして上がってきていると。前期高齢者に関しましては、これは、一応令和4年度を境にさらに減少していくと。後期高齢者に関しましては、75歳以上ですが、これは令和3年度から次、令和6年7年に比べても上昇するという事でありまして、高齢化率に関しましては、こ

のデータを見ては、ほぼ横ばいだということが大体推測するんですが、この点は間違いありませんか。

ただ、私が申し上げたいのは、この計画の中で、一番基本理念には、計画の案の中で2ページというのがありますね。第9期の案のところの2ページ、基本的考えのなかでこれは国のあれだと思いうんですけど、基本的な考え方の中で、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上の人口が急増し、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者などの要介護高齢者が増加する一方、15歳から64歳の生産年齢人口が急減することが見込まれると。このとおりでございますが、これには大きな1つの我々が考えなくちゃいけない、いわゆる出生率の低下ということがここに非常に絡んでくると思うんですよ。

我々の今、考えている介護事業計画に関しては、もちろん高齢者に対するアプローチをしていかなきゃいけないけど、こういった観点も事業計画の中に入れていかないと、出生率が上がらないといわゆる生産人口が上がらないわけだから、その辺、今、例えば2022年度の日本の出生率が2.26ぐらいですね。だから、江南市は一体どのぐらいの出生率だということをデータがあれば教えてほしいんですが、まずその1点ですね。

(委員長)

多分、私も挨拶で述べたように、次の計画を練るときには、ここら辺はかなり大きな因子を持ってくるんですけど、どんな感じになっているんですか、分かりますか。

(委員)

もし分からなければまた後で教えてください。時間の無駄になりますので。

あと、私が申し上げたいのは、計画に対してはこれをきちっと抱き合わせてやるということ。先ほど委員長がおっしゃった第10期に対しましても同じことなんですね。こういった観点がないと、介護事業計画だけの、高齢者だけの対象ではこれからはいけないよと。その辺の見方もこれからは必要になってくるんだよということを私は申し上げたいんですね。

(委員長)

よろしいですかね、これね。多分、これからはこの辺の数値はかなり大きなエッジを持ってくるだろうということなんですけど。

(委員)

だから、将来、今のシステムの範囲ではなくて、やっぱりお子さんとか、こういった子育てに関する見方も含めて総合的に考えなきゃという、よく地域ケアのときもそうでしょう。例えばどこかの高齢者と幼児とを抱き合わせた、そういったシステムを

つくとか、そういうこれからの人口減の社会のときに、そういったやっぱり観点も必要だから、そういうこと含めて実は第9期の今のところに、2ページのところに、15歳から64歳の生産年齢人口は急減することが見込まれる、そうなんですけれども、ここの前段のところに、私が要望したいのはいわゆる出生率の低下によるという、そういう重大な原因というか、そういうことをやっぱりうたわなくちゃいけないんですね。それが計画なんです。だから、その辺もここのところに出生率の低下ということもぜひとも入れていただきたい。これからの計画はただ高齢者のどういうふうシステムをつくるかというだけじゃなくて、こういう問題の観点を絶対忘れちゃいけないと私は考えます。

(委員長)

ありがとうございます。

多分、今後、もう一つ、私のほうで今の御発言で気づいたんですけど、労働力人口の15歳から64歳までの、これの転出入が江南でどうなっているかという、これも実は今後の介護保険を考えるとといったときに大きな課題になるんですけど、その辺も併せて考える。だから、若い世代が生まれているかというようなのと、もう一つは若い世代が定着して増えているかどうかというような、この辺も多分大きな課題になるだろうと思いますので、その辺も今後は検討課題にしていく必要があるんじゃないかと。

ほか、よろしいですか。これはすぐにとということじゃなくて、今後ぜひ見ていく上でもかなり重要な課題になるだろうと思いますので。

多分、出生率よりも、私は労働力人口の転出か、あるいは転入の、これの移動の状況のほうが大きような感じもしているんですけど、そこも含めてぜひ検討していただきたい。

よろしいでしょうか。膨大な資料で全般にわたるところなんですけど、これまで議論してきた内容がずっとまとめてという形にはなっていますけれども、ほか、ありましたらどうぞ。

(委員)

19ページ、自立支援と重度化の防止の評価指標というのがございまして、お天気マークがついているところですね。この19ページの令和5年度の一番上のほうの下段のところ、評価指標の86.7%というのは、90%を達成していないのにお天気マークがついているけど、これはどういうことかなと思って。

(事務局)

御指摘いただいた、間違いでございまして、86.7%ですので、晴れマークではなくて、本来曇りマークを記載するべきところでした。

(委員)

じゃ、これ、間違いだよな。

(事務局)

そうですね。修正させていただきます。

(委員)

それから、あと次のページの20ページなんだけれども、これ、前々から言っているんだけれども、評価が非常に、低い部分があるんですよ。これでPDCAサイクルの問題とか、それから、介護支援のケアマネジャーに関する関係、それからあと認知症の総合支援の関連、それから介護予防の関係とか、それから、維持、状態の改善、これも非常に難しい問題なんだけれども、あと、最後に介護人材の確保の問題と、こう考えた場合に、市がこのままやってきてこういう形の国の基準だと、機械的に1,868万8,000円の配分額が出たということなんだけれども、これに関して、部長に市としての予算額というか配分額に関してはどういうお考えかということ意見を求めたいですね。

(委員長)

今の時点で、これは9期の計画をつくるに当たっての見通しですけど、どう改善するかというふうなのがありましたら。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

この努力支援交付金につきましては、国の指針に沿って各市町の介護保険制度をこういう方向へ持っていくなさいというふうで、その各市町がそういう方向へ持っていくような施策を打ったときに国が点数をつけてくれるというようなものだというふうに理解をしております。

ただ、各地域で、江南市は江南市の高齢化の状況にあるとか、そういった状況によりまして、なかなか思うような配点結果というところがございますけれども、こういうような点数が取れない項目も確かにあるなというふうには感じておるところでございます。また、これがあくまで国が目指す将来的な介護保険制度の姿であるというふうに考えております。そちらへ向けて、当然、達成をするべく、もっとよい点数も取れるべく努力をしていかなければならないんだろうなと思う反面で、やはりあまりに急激に無理なことはちょっとできないなというふうにも考えておりますので、その部分のバランスといったものをしっかりと見ながら、江南市の介護保険制度というものをしっかりと構築していきたいというふうに考えておるところでございます。

(委員長)

そうですね。これは国が評価している基準でやっているわけでは、高い点数でできたから必ずしもいいというわけではない。江南市の実態に即した、それを前提にしながら、少しでも改善するところは金がたくさん来るといわけですから、そういうふうな工夫もぜひ考えてほしいということですね。だから、無理なやり方をするというのは当然問題だろうと思いますので、そこも配慮しながらも、何とかこれは、先ほど初めの挨拶の国の金をいかに引っ張り出すかというふうな方法ですので、ぜひ検討してほしいところですね。

(委員)

この会議はやっぱり評価の会議なんですね。だから、結果がどうにせよね。具体的にこういう点はこういうふうにやったほうがよかったとか、そういうことを言って次に発展させなくちゃいけない。民間企業は常にこういうことを考えてやっているわけですね。分かりますか。トヨタがいろんな問題を起こした。でも、しっかり今度やるために休んで、その原因を探求するってやっているわけです。行政だって同じだと思うんですよ。

だから、そこの辺のずれが、私どもは民間ですから、考えたときに、もう少し具体的にこの会議だったらこういう点が不足しているかと、こういう点はこうやったほうがいいと。なかなか難しいですよ、人相手だから。やっぱり人間という非常に大切なものを我々は相手にしてるわけです。なかなか数字どおりにいかない。

でも、やっぱりどこかのケアマネジメントの問題があるとか、そういうことはもう少しやったほうがいいという反省をしなくちゃいけない。その上に次に立ってやっていかななくちゃいけないものでしょう。それを具体的にやっぱりどこかで示してくれないと。私もここでずっと8期までやっているけど、なかなかこういう話が出ない。ある程度の計画を立て、その今の計画もそうなんだ。絵に描いた餅になっちゃう。でも、それは描いてもいいんだけど、もう少し具体的なことをやっぱり実態が駄目だからやるということをやらなくちゃいけない。それが公僕としての務めじゃないかな。

課長にもちょっとお願いしたいんですけど、課長はどう考えているの。

(事務局)

ありがとうございます。

交付金の点数が取れないことにつきましては、大体、委員のほうから御指摘いただいているものはよく理解しております。

この交付金は、国のほうの指標ではあるんですけども、できたかどうかということについては、保険者が自己採点しております、私どもがこれはできている、できていないというジャッジをしています。ほかの県内の状況とかも取りまとめたものが



公表されますので、そちらを見てみますと、近隣市と比べてもできていないなと思う取組も多いですし、医師会のほうに委託している事業なんかはできている事業もあります。

例えば、見ていただきますと、江南市介護予防に関するものですか、介護人材の確保の点数なんかは非常に点数が低いです。来年度、介護人材の確保のためにということで、ケアマネジャーさんたちの資格を更新するときの補助を行うとか、そういった具体的な政策というのもしめたつもりではあります。それが実際、来年度の評価項目というのが変わってくるものですから、すぐ結びつくかどうかは今は分かりませんが、全く意識をしていないわけではないつもりです。

あと、最後のほうでお伝えしようと思っていたんですけども、来年度、江南市は組織再編がございまして、機構改革があります。今の高齢者生きがい課で担っている介護保険事業のほかに、高齢者の虐待の問題であるとか、そういったことも取り扱っているんですけども、新たに組織される課のほうで、地域づくりとか地域包括ケアに関することを特化してやることになります。介護保険課としては介護保険に専念していくことができる体制になりますので、そうした中で交付金の点数が取れていないことについても少し時間をかけて見直して、何か事業に結びつくことがないかというのを次の期に向けて考えていく必要があるんじゃないかなということ、話し合っているところです。

以上です。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

次期の計画を練るときは、国から幾ら引き出すのかというのはかなり大きな課題になると思いますので、様々な工夫をしながら、検討も細かくしながら、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、(4)の議題まで一緒に今、報告していただいたという形になるんですかね。そうしたら、第9期の事業計画及び福祉計画について、もう一回、全般を通して、今からだと大幅な修正はできないんですけども、御意見、質問、あるいは、ちょっとこの辺はというようなところがありましたら、ぜひ議論をお願いしたいと思います。

(委員)

第9期の江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の概要版なんですが、この中で、2ページ、計画の期間で地域包括ケアシステムという言葉が出ていますが、一般市民というか、まだ介護とかそういう経験がない方って、地域包括ケアシステム

の意味が分からないと思いますので、その説明文を付け足したほうがいいんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

(委員長)

初めて出てくる専門的な用語になりますよね。用語を全般として解説するところは難しいと思いますが、住民が見て分かりやすいような説明にできないかということですね。

(事務局)

確かに、定義は、我々、ずっとやっているのだから分かる単語なんですけれども、一般市民の方にはまだまだきちっと入れていないというところはおっしゃるとおりだと思いますので、説明文を入れるように検討させていただきたいと思います。

(委員)

ぜひそうしていただけると助かります。

(委員長)

用語の解説という欄をつくっちゃうと大変だと思うので、住民に分かりやすい言葉を添えながら、地域包括ケアシステムというのはこういうものだというの分かる形で、説明しながらということをお願いをしたいということですね。

ほか、どうぞ。

(委員)

第9期の案のほうの102ページを見ていただけますでしょうか。

先回も申しあげましたように、交通手段の確保に対してですが、ここに書いてあるように、下段のほうですが、③の交通手段の確保、高齢者の外出に配慮した移動手段、公共交通機関の整備に対するニーズが高いことから、いこまいCAR（予約便）、既存路線バス等の市内公共交通をできるだけ維持し、高齢者の外出支援に努めますと書いてございますね。

私、ずっと過去の計画をもう一度見直してみました。そうすると、先回も、その前も、ほとんどこの内容で通って、今回に關しましては、高齢者の外出に配慮した移動手段、公共交通の整備に対するニーズが高いことからというふうに書いてありますね。これが入りました。

これは一步前進かもしれませんけれども、実は、皆さん御存じのように、こういった江南市から実態調査が来ていますね。このところに、最初の市長がこう書いてあるんですよ。この調査結果等を基に、第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定をしてまいりますと書いてありますね。

この内容を見ている中で、高齢社会に対して今後市に力を入れてほしいことは何ですかという中で、圧倒的に高齢者の外出に配慮した移動手段、公共交通機関の整備に関することが、例えば、65歳から69歳が約68%。70歳から74歳が59.8、約60%、75から79歳に関しては63.4%と、圧倒的にこういった交通機関に対する要望が強いわけですよ。

なのに、ここにできるだけ維持しと書いてあるんですね。一体この調査を、過去もそうですけれども、非常に難しいいこまいCARの問題とか、公共機関の赤字路線を作るかとか、いろいろあるにせよ、もう少し前向きな書き方ができないかと。これは都市計画課の問題だからかもしれませんけれども、ぜひとも生きがい課から強く、過去のずっと遡って何年間にも、常にこれがトップに出てきているわけですよ。なのに、こういう書き方をしちゃいけないと。それは私どもの審議会の責任ですよ、やっぱり。

こういったことをきちっと答申しなくちゃいけませんので、私だったらこう書くんですね。いこまいCAR（予約便）、既存路線バス等の市内公共交通に代わる新たな交通手段を模索検討し、高齢者の外出支援に努めますと、このぐらいを書いたらどうかということなんです。せっかく来年度からやられるわけでしょう。だから、模索検討するわけだから、こうやるとか、こういうふうになっているいろいろな言わない。けれども、模索検討するぐらいは書いてもいいんじゃないかというふうに思いますけど、いかがでしょう。部長、お願いいたします。

(委員長)

今の時点のものがありましたら、どうぞ。

ちょっとこれ、文章からいってもおかしいんですね。ニーズが高いことからというふうになっていて、維持するというのはおかしいので。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

御意見のほう、確かにそうで、調査をやっても、本当に公共交通機関に対するニーズは高いというところは承知をするところでございます。

ここの書きっぷりなんですけれども、委員がおっしゃったように、少し消極的な書き方になっているというのは感じるところでございますので、実際に、いこまいCAR（予約便）につきましては、少し来年度から前進をさせるような形で、少し利用者負担軽減、それから、利便性の向上といったところで見直しをかけているところでございます。それから、福祉部門でやっている福祉タクシーのチケット、こちらのほうも含めて、利用者の負担軽減と、それから、相互で、今まではどちらか片一方しか使えなかったんですけれども、これをどちらも同時に使えるようにしていくというようなところで、少し来年度から見直しをかけていくといったところが予定をされておるところでございますので、そういった書き方、さらっとできるだけ維持しというよう

な書き方をするのではなくて、内容について、さらに利便性を高めていくよ、負担の軽減をしていくよとか、そういったところも少し書かせていただきたいとともに、委員がおっしゃられた、さらに、これだけではなくて、今後、オンデマンド交通とか、AIを使った交通手段とか、そういったもの、今の澤田市長の今回選挙で挙げましたKビジョン3という公約の中にも少し書かれておりますけれども、そういったものも少し模索をしていきたいというふうに考えておりますので、そういったところも、この3年間でそれが実現するかというところちょっと難しいのかなという気もしますが、研究し、やれないかといったところの検討といったものはしていかなければならないところだというふうに考えております。

(委員)

ありがとうございます。

とにかく今の要望としても高いということなのに現状維持するということはやっぱりおかしいし、だから、新たな交通手段を模索検討するぐらいに、一遍、ちょっとお願いできたらということ、都市計画課の本当の本音というか、本当はここに来ていただいて、今の現状の、どうしてこういうことでなかなか進まないのかということ、財源の問題、財源が来たら、もしこれがもう少しこうすればいいかなとか、いろいろ問題があるじゃないですか、解決法が。ただ、今の現状の、このままの、何期かのこういった市民からの要望がずっと続いているというのは、何らかの、こちらは当然行政としても手を打たないといけない。分かりますでしょう。だから、せめてこの文章ぐらいにそうしたニュアンスを載せたらどうかというのが私からの意見なんです。よろしいですか。

(事務局)

ありがとうございます。

書き方につきましては、少し事務局のほうで検討します。

(委員長)

検討してください。今あるものの充実だけでなくということですよ。ただ、都市計画課の計画を福祉のほうからぶち壊すことは、言うことはできないので、そこの辺は配慮していただいて。

(委員)

やっぱり言いづらいよね。

(委員長)

そう、言いづらいところがあると思いますので、その文書表現は都市計画課と。

(委員)

そりゃそうです。だから、それは建前ね。そこをやっぱり頑張ってやられてね。

(事務局)

ニーズはあるというところは何度も伝えているところであるので、引き続き今あるところを充実させて。

(委員)

やっぱり一番地域住民が求めていることなので、それをかなえてあげなくちゃ。

(委員長)

文量的に難しいところはちょっと工夫していただいて、ここは一般的に見てもニーズが高いというのを維持するという結論じゃまずいので、そこは修正をしてください。これぐらいの修正はいいと思いますので。

ほか、どうぞ、全般に。

(委員)

今の交通手段の確保で公共交通機関の整備ということに対してなんですけど、今、自動運転とか、いろんな新しいシステムが開発されていると思うんですけど、そういう面は、結構うちへ来る患者さんなんかだと、自分で運転して来たいという人が多いんですね。特に草井地区とか宮田地区とかはもう本当に公共交通機関がないので、そういう面もちょっと考えたらどうかなと思うんですけど、どうでしょうか。

(事務局)

新しい技術のところに関することをどこまで記載できるかというところは、今ここで、できます、できませんというのは、なかなかちょっと難しいです。今、委員がおっしゃられるようなことをストレートに表現できるかどうかというところは検討をさせていただきます。

(委員)

別に表現しなくてもいいんですけど、施策として、例えば、こういう実験をやるとかということではできると思うんです。今、例えば、ライドシェアとかいろいろ、公共交通機関の人も今、人手不足で労働時間の上限が引き下げられることも新聞に載っているんですけど、そのように考えると、新しいシステムを開発するという観点が少しあってもいいのではないかという。

(委員長)

そうですね。新たなというのは具体的に書くと、ここでは書き切れないと思いますので、新たないろんな交通の手段とか、そういうふうなものも検討していきたいとか、そういうことも含めて書いていただければと。

(委員)

よろしくお願いします。

(委員長)

多分、どこの地域でも、これが一番でっかい課題になってきていますので。  
ほか、どうぞ。全般を通してで構いませんので。

(事務局)

健康づくり課から出生率の報告をさせていただきます。

令和5年出生率になりますが、5.62、前年の4年が6.01、直近で一番高かったのは、平成31年、令和元年になりますが、このときは6.74という状況でありました。

この状況を見ますと、出生率は低下している状況にあるといったところになります。以上です。

(委員長)

出生率じゃないでしょう。違うでしょう。

(委員)

ちょっと高いよね。違うでしょう。そんなに高いはずない。

(事務局)

合計特殊出生率だと1.22、全国的には1.26、愛知県が1.35といったところなんですけれども、江南市の合計特殊出生率、年齢別の女性の妊娠できる期間とか、そういったところの状況を絡みさせて出します。

愛知県は全国に比べて、合計特殊出生率が高い状況にはあるんですけれども、江南市は愛知県のレベルを超えている状況にはないんですけど、今現時点で正確な数字、持っていません。

(委員長)

全国と比べようと思ったら、合計特殊出生率で計算しないとまずいと思うので。

(委員)

これ、もう一度考えたほうがいいよ。

(委員長)

今すぐじゃなくて構いませんので、今までの推移も含めて、今後どうなるかということで、多分、だから、労働力人口とか、人口の増減に関わって出てくるのは合計特殊出生率で。

(事務局)

先ほど申し上げたのは、あくまでも出生率、対人口1,000人当たりの出生率が、江南市の状況を説明させていただいたんですけれども、例えば、愛知県ですと7.4、全国だと6.6、出生率で比較するとこういった形になります。

(委員)

それは、ある一定の枠というますの中で出している数字でしょう。例えば1万人に対して何人。

(事務局)

1,000人当たりに対してという。

(委員)

その計算のデータの出し方は。

(事務局)

合計特殊出生率ということであれば全く別物になりますので、今回、合計特殊出生率というので比較するとということになると、全く別の解釈になりますので。

(委員長)

なりますけど、人口の推移に影響を及ぼすのは合計特殊出生率のほうじゃないんですか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

ただ、愛知県のものに比べても低いんだ、江南は。愛知県は全国では高いけど、その中で江南はそれに比べてもちょっと低い状況にある。転出入も多分、転出する人口

と入ってくる人口、多分、労働力人口の中での変化とかというのをかなり大きく影響してくるだろうと思いますので、それも含めて、ぜひ人口の推移、年齢別の推移、あるいは増えるか減るかというようなのは、かなり今後大きくなると思いますので、検討はぜひしていただきたいと。

ほか、よろしいでしょうか。

よければ、また最後に時間を取りますので、次の議題に移ってよろしいでしょうか、取りあえずは。

#### (5) 江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

(委員長)

それじゃ、(5)の江南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてということで、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料5、参考資料5-1》

(委員長)

前半に関する部分は、平成31年からこの審議会に統合してやっていたので、それを規定上もきちんとするということですね。

それから、2番目のものについては、6,000人までということで規定があったのを、6,000人を超えるところについては2,000人までという新たな単位区分をつけて増員をしていくと。2,000人で、大体1人増やせば何とかかなるというような、この辺の見通しはどういうふうな感じでしょうか、現実の問題として考えてもらって。

(事務局)

ほかの市町村の地域包括支援センターに関する条例を見ますと、2,000人を超えるごとに、先ほど申しあげました3職種のうち1人を配置するような基準というふうになっておりますので、この条例もこのようにしているところでございます。

(委員長)

包括支援センターの人たちの意見でもあるんでしょうか。その辺も含めて。今も6,000人を超えていますか。

(事務局)

現在、令和4年9月末という数字になりますけれども、江南市、今、3圏域ござい



ます。北部圏域が65歳以上の人口が約9,800人、中部圏域が約8,900人、南部圏域も65歳以上の人口が約8,900人という、令和4年9月末の状況ではそうなっております。

(委員長)

そうすると、これまでは6,000人を増えた分はどういうふうにしていたのかというようなのと、今回新たに6,000人を1つの単位にして考えたら急にぽかっと増えるというふうになるんですけど、その辺は現状との関係はどういうふうになるのでしょうか。

(事務局)

現状におきましても、北部、中部、南部の3つの包括支援センターがございますけれども、各センターとも、人員に関する条件というのは満たしているという状況です。

(委員長)

6,000人プラス、例えば2,000人で1人増えているとかというふうにはなっているということですか。

(事務局)

現状においても基準を満たしています。

(委員長)

もう既になっていると。

(事務局)

はい。

(委員長)

そうすると、この条例を定めたからといって、すぐに1人増やすという形ではないんですかね。

(事務局)

今回の条例改正につきましては、これまで6,000人を超えた部分のところで明確な基準がなかったので、今回、新たに6,000人を超えた部分の配置基準を加えるというような内容になっています。

(委員長)

それで、現実的に、現状と新たなこの条例をつくったことによって人数、人員をどうするかというようなのは生じるのかどうかということなんですけど。例えば、9,800人のところは、6,000人の増員に対して少なくとも2人増やさなきゃならないというふうに数字上、出てくるんですけど。

(事務局)

今回の条例改正に伴って、包括支援センターのほうで人員を急に増やしたりとか、そういった影響はないというふうに考えています。

(委員長)

影響がないというのは、6,000人でやっていたところに対して、もう既に2人分増やしているということなんですか。

(事務局)

現状で基準を満たす職員の方を配置していただいていますので、特に今回の条例改正に伴って職員の方を増やしていただいたりとか、そういった必要はないです。

(委員長)

ないですかね。この規定どおりの数値で間に合っているとなるの。

(事務局)

そういうことです。

(委員長)

間に合っているというか、規定をつくっちゃうと、6,000人を超えたら、8,000人だとプラス1ってなるんですけど、そういうふうな数字は現実でももうしているということですか。

(事務局)

現実の職員さんの数で基準を満たしていただいている状況です。

(委員長)

基準というのは、この条例の基準に合っているの。新たにつくる条例の基準に合っているのかどうかということなんです。6,000人以上に既になっているので、6,000人を超えて2,000人単位で1人ずつ増やすというのが現実にはできているのかどうかということなんですけど。

(事務局)

参考資料4-1というものがあるんですけども、参考資料4-1というところに、地域包括支援センターの設置、運営等の状況という項目があります。そこの2番のところに、各地域包括支援センターの職員配置の状況が出ているかと思うんですけども、北部地域包括支援センターが7人、中部が5人、南部が8人という体制で現在やっていたいておまして、これが65歳以上の人口に換算すると基準を満たしておりますので、特に、先ほど申し上げたとおり、条例改正に伴う影響というのはございません。

(委員長)

特に必要はないということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(委員長)

既に、だから、6,000人でプラス2,000人ずつのものはしているということですよ。

(事務局)

はい、そうです。

(委員長)

今後、これがおおよそ2,000人増えたら、また1人ずつ増やしていくという、こういうことですね。

(委員)

これ、未整備だったということでしょう、結局は。そういうことでしょう、後出しじゃんけんじゃないけど、そういうことでしょう。

(委員長)

だから、中部は合わないんですけど、中部だけ何で5人で、5人だと6,000人にプラスアルファで考えるとちょっと合わないんですけど、その辺のところ、条例をつくった場合にはきちんとしておかないとまずいんじゃないかということですけど。

条例をやっちゃうと、今度は条例に束縛されますのでね。

(委員)

結局、未整備だったからということでしょう。そういうことでしょう。だから、これは4月1日からのことだから、まだ間に合うから。

(委員長)

少し考えないと、実際に65歳以上の人口がこれだけいて、それぞれ各包括支援センター、3つのところは6,000人プラス2,000、2,000というふうな数字で見た場合に、現実にいる職員の数は合っているかどうかということになると思うんですね。

(事務局)

中部圏域の65歳以上の人口は、令和4年9月末現在で約8,900人です。包括支援センターに置く職員の数は、65歳以上の人口が6,000名でまず3名を置いてもらいます。その後2,000人増えるごとに1人というカウントになりますので、5人ということは、1万人までは5人でいいという計算になりますので、中部包括支援センターの5人というのは基準を満たしているということになります。

(委員長)

なるわけだ。そうすると、北部と南部はという話になるんですけど、それ以上というふうなのは、どういうふうに見たらいいんですかね。

(委員)

先生、今おっしゃっているのは6,000人で3人おればいいんですから、みんな1万以下でみんなクリアしている。

(委員)

それ以上増やすのは各事業所の判断で、補助金は同じ額しか出ないので。

(委員長)

各事業所の判断でというような形になっている。ただ、それをこういうふうな規定でやっちゃうとどういうふうになるのかという、整合性をどうつくるかということなんですけど。

(委員)

6,000人で3人なんですよね。

(事務局)

最低の人数の基準ですので、6,000人でまず3人。

(委員)

6,000人で3人ですので、それでプラス2,000人ごとに何人入れるかというのは決まっていなかったんですけど、今回、そこを2,000にしておいて。

(委員)

いや、それは分かるんですけど、ただ、人員は各包括支援センターで自由にというふうな形であるんだったら、この人数をこれだけ以上絶対置かなきゃ駄目だって、最低人数という形なんですかね、これは。

(事務局)

最低の人数がこの条例の人数ということになります。

(委員)

だって、人数が多いのは地域性もあるんじゃないの。広範囲の北部と南部、その辺のところを加味してじゃないの。

(委員)

今、事務局の御説明では6,000人というので最低基準3人ということがございまして、それで、今までそれを超えたときに何人つけるべきかというのが決まっていなかったんですけども、それを2,000人ごとに1人という形で新たに条例をつくれますという御説明でして、最低基準ということでしたね。最低基準ですので、人口は先ほど、正確に覚えていないですけども、大体1万人を下回って8,000から1万人の間だったというふうに記憶していますので、全て大体同じぐらいの人数ですから、そうすると5名が最低基準ということになりますね。

実態として7人とか8人とかあるのは、各包括支援センターで実態に合わせて、例えば、先ほど委員の言われた範囲が広がったり、地域性があったりするときに、そこは手がかかる人が多いとか、そういうのを見て、包括のほうと相談しながら、実態に合った人数を配置していると。だけれども最低基準はこうだからクリアしていますよと、そういうふうに私は聞いていて理解したんですけど、そういうことでよろしいんですかね。そういうことだと思いますよ。

(委員長)

そうすると、議案の提案理由は員数とするってなっているんですよね。これ以上の人数とするというのと、員数にするというのは全然違うんですけど。

(委員)

表現がね。

(委員長)

表現というか、位置が全然変わってくるんですよ。員数としちゃうというのなら、そういう計算で人数は決めますというふうになるんですね。それ以上とするというので、基準はこれ以上とするというふうに定めるんだったら、それはそれでいいんですけど、正規の職員を、常勤換算職員をこれ以上置かなきゃ駄目だという、こういう規定。

(委員)

これは前提として最低基準という前提をつくっているんですよ、きっと。そこがはっきり条文で分かっているならば、その最低基準は何々とするということなので、最低基準以上は実態を判断ということですが、そこがどこかで条例上、読めるかどうかという、今、お話ですね、先生がおっしゃっているのは。

(委員長)

そういうことです。

(委員) じゃ、そういうところが最低基準だと、どこかで分かれば特に問題ないと思うんですけど。

(委員長)

これ、多分、だから、議会で議論になるんじゃないんですか。その辺は、定めることはいいと思うんですけど、ただし、誤解を生むだろうというふうなところですか。よろしいですか。

(事務局)

説明のところでもう少し丁寧に伝わるような説明ができるようにしていきたいと思っておりますので、御意見ありがとうございました。

(委員長)

よろしいでしょうか。  
どうぞ。

(委員)

資料4-1のところ、包括のところですけど、いわゆる主任ケアマネジャー及びケアマネジャーの数ですけども、北部が3人と、数だけの問題ではないかもしれませんが、その次のページの2ページにいきますと、大体地区ごとにはあんまりそう変

わっていないと。下の介護予防ケアマネジメントにいきますと、かなり、北部が作成件数が395件あるんですね。それから、地域包括がつくられたのは13件、いわゆる委託したのは382件と、非常に委託が多いんですね。なのに、いわゆるケアマネジャーの数が3人というのは、これは内情によると思うんですけども、この辺がどういうことかなというのはちょっと思ったものですから、ケアマネジャーが多いのに委託が多いと。だから、その辺はどういうふうに考えたらいいですか。ちょっと説明していただければ。

(委員長)

この辺、要するに、最低基準だと、それぞれのところの固有性に配慮して独自の配置があるというふうな形になって、お金は同じ金額が来ているんですけど、そういう違いがあるということは、多分、議会で提案しても同じ質問が出るんじゃないかと思えますけど。よろしいですか。

(委員)

分かります、質問の内容。結局、委託が多いのになぜケアマネの数が多いかということが、初歩的なあれですけど、内容を聞きたいですけども。その辺の説明をお願いいたします。

(委員長)

多分、仕事でもって人に来てもらうんじゃなくて、来てもらう人を探して、その人に合った名前になったって、こういうことだって今、あり得ると思うんですけど、そのことも含めて、それぞれのところでこういうふうなものがあるというようなところをきちんと説明できるようにしないと、最低基準という意味がなくなるんですけど。

(事務局)

まず、資料の介護予防ケアマネジメントの北部包括のところなんですけれども、ケアプランの作成件数の中で、包括支援センター作成数というところがあると思います。北部包括13件になっているんですけども、数字に誤りがありまして、13件ではなく63件の誤りでしたので、おわびして訂正させていただきます。

それから、委員のほうから御質問があった件なんですけれども、主任ケアマネジャー及びケアマネジャーの数に対してケアプランの件数がというところなんですけれども、ケアマネジャーの資格を持った人が人数的には多いんですけども、その方たちが全てケアプランを作成しているという状況では、現状ではないということで、人数と件数の差が生じているというふうに聞いております。

(委員長)

要するに、ケアプランも作成する以外の仕事も含めてやっているということですよ  
ね。

(委員)

分かりました。

(委員長)

それでいいんですけど。

(委員)

要は、13件の数字が間違っているわけでしょう。これがやっぱり少な過ぎるんだ  
から。

(委員長)

13件が特に低いからね。

(委員)

これが低いからあれと思ったんですよ。北部、中部、南部と比べると非常に低いで  
しょう。いわゆる外部委託が多いと。しかもケアマネさんが多いと。やっぱりそこは  
理由があるものですから、そこをやっぱり、私もケアマネジャーの指導者だから分か  
るんですけども、この辺に整合性がないかなと思って今、お尋ねしただけです。こ  
れはいろいろありますよ、ケースは。ただもう少し数字は正確に出したほうがいいで  
すね。

(事務局)

申し訳ございません。

(委員長)

よろしいでしょうか。多分、だから、最低基準としたら、それぞれのところで違  
うのはどんな特色があるのかというような、それは当然出てくる場所ですので、実情  
をきちんと話して、ただ、員数という表現だとまずいと思いますので、そこは検討し  
てください。

この件についてよろしいでしょうか。

あと、運営協議会を審議会にすることについては、既に平成31年からやっ  
てきたところですので、これを実質的にきちんと条例上も直すということですね。

それでは、大体の議題は終わりなんですが、ほかに、もう一回、事業計画と福祉計  
画全般を通して御意見等がありましたらどうぞ。それに少し時間を取りたいと思いま



すけど。細かなところでも構いませんので、このまま印刷に回っちゃいます、議会のほうに出ちゃいますので。

どうぞ。

(委員)

2つあります。

まず、文章のことで、第9期の介護計画の案のところの16ページに、前から私、参加していて分からないんですけど、受給者数の推移のところ、施設サービスと居宅系サービスと在宅サービスと、3つ分けてあるんですけど、この居宅系サービスと在宅サービスの違いというのはどこにも説明書きがないので、これは一般の人が見て分かるのかなって前から気になっていたんです。

そこが知りたいなというのと、もう一つは、今回のこういう会議なんですけれども、1週間に満たない期間にこんな膨大な書類が届きまして、それを読んで一生懸命勉強して、一応、福祉をちょろっとかじっている職種をやっているんですけど、それでも、この会議の内容についていけないんですね。それは何かというと、資料の照らし合わせで数字ばかり追っている会議だったら、私はここに存在する意味があるのかなと思ってしまいます。なので、せっかくですので、先ほどの中部包括とか北部包括とか、包括の話題が出ているんです、現場の声を聞ける、そういう場の会議であれば有効になるのではないかと思いました。

以上です。

(委員長)

どうもありがとうございます。

今の御指摘のあった居宅と在宅サービスの違いは、これはどこかで入れたほうがいいですね。

(事務局)

おっしゃられるとおりで、特段の説明がないと、具体的には介護保険制度で定められているいろんな各種サービス、訪問介護だとか通所介護だとか、介護福祉施設だとかというサービスをそれぞれのルールで集計したものがこの数字になるんですけども、何がそのサービスかというところは、そのまま全く何もないので分からないのはおっしゃるとおりですので、どのような形で表現できるかというところはちょっと検討させていただきまして、分かるように記載するように検討させていただきたいと思えます。

(委員長)

よろしいですか。用語の解説という欄をつくったら大変になるので、初めて耳にし

た方に分かりやすい表現を加えていただいで直してください。多分分からないと思いますのでこれだと。

(委員)

下のほうに、グループホームとか、何か書けばいい。それを含むとかって。

(委員長)

よろしいでしょうか。

ほか、なければ、これで一応、私たちとしては最終的な案を了解するということがよろしいでしょうか、この審議会としては。議論が出たところは修正をお願いしておきます。

では、一応意見がないということで、これで私たちとしての案をお願いするという形にして、今日の議論の修正は加えていただくということで、取りあえず1から5までの議題を終わりたいと思います。

### 3 その他

(委員長)

それでは、そのほかについてありましたら、事務局のほうから。

(事務局)

最後に、計画のパブリックコメント後に修正した部分について簡単に説明をさせていただきます。

計画書の9ページをお願いいたします。

9ページの計画の表につきまして、文言として令和22年までを見据えた中長期視点というふうに書かれているんですが、前回の表ですと、令和22年度が分かりにくい表になっておりましたので、この図のほうを差し替えております。

次に15ページをお願いいたします。

15ページの(2)の認定率の推移につきまして、令和5年度の数値が入っておりませんでしたので、国と県の認定率の推移の数値を入れさせていただいております。

また、(3)の調整済み認定率の分布につきまして、令和4年度が表示できるようになりましたので、令和4年度のほう、掲載をしております。

次に、87ページをお願いいたします。

こちらの87ページの表につきまして、前回、令和6年度から令和8年度まで、それぞれについて所得段階別割合を表示しておりましたが、1つにまとめております。その代わりに、年額の保険料が分かるように一番右の列に追加をしております。

また、当初の国の案より国の基準所得金額が変更になっておりまして、第9段階から第14段階の対象者も変更となっております。

また、意味の変わらない範囲で全ページ、文言のほうを見ておりまして、校正のほうをさせていただいております。

それとともに、報酬改定によりサービスの給付額の見込額、保険料額及び参考資料も報酬改定により修正をしております。

パブリックコメント後の主な修正点は以上になります。

(委員長)

これ、よろしいですね。

どうぞ。

(事務局)

もう一点、よろしく申し上げます。

令和6年度なんですけれども、先ほど少しお話をさせていただいたとおり、江南市のほうで機構改革がございます。この点についてちょっとお話しさせていただきます。資料は用意しておりません。

本会議の委員に関する部分のみ御紹介させていただきますけれども、これまで江南市では、高齢者に関することは、私ども高齢者生きがい課、障害者や生活保護に関することは福祉課ということで担当してまいりました。ただし、実際の仕事の現場におきましては、高齢者と障害者であったり、貧困であったり、複数の課題を抱えるケースというのが非常に多くありまして、制度のはざままで支援が進まないといったような問題が全国的にも生じていることから、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的な相談支援体制を提供できるようにということで、国のほうで重層的支援体制という制度ができております。

これを受けまして、江南市でも一部の取組を来年度から開始していくこととなりまして、介護保険に関することを介護保険課というところで担います。障害福祉サービスや生活保護に関することはふくし支援課、様々な相談に関すること、また、地域づくりに関することなどは、新しく地域ふくし課という課ができまして、そちらのほうで担当していくこととなります。

この高齢者福祉審議会の事務局も、現在、高齢者生きがい課のほうで担当しておりますけれども、来年度以降は介護保険課と地域ふくし課のほうで担当することになります。また、介護保険事業計画及び高齢者福祉計画ということで策定しておりますけれども、介護保険事業計画に関することは介護保険課、高齢者福祉計画に関することは地域ふくし課ということで担当が分かれてまいりますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

(委員長)

よろしいでしょうか。要するに、ここに地域ふくし課も来るということですね。

(事務局)

福祉課は来ておりますけれども、地域ふくし課という課が、高齢者生きがい課と福祉課の2課が今度、3課に分かれるようなイメージです。

(委員)

あと健康づくり課は。

(委員)

はい。健康づくり課は健康福祉部から離れて、健康こども部というところに移動するんですけれども、引き続き、事務局として参加できるかどうかはまた別に、考えさせていただきます。

(委員)

ぜひとも来てもらって。それはやっぱり健康づくりの範囲の部分にもなるから。

(委員長)

来年度から新たな機構でということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、議題については終わりたいと思ひますけど、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

(事務局)

事務局からになります。

本日はありがとうございました。今後のスケジュールとなりますが、本日の会議で御意見、御指摘いただきました点については修正させていただき、第9期事業計画を策定し、市議会3月定例会に必要な条例改正案を上程してまいります。今年度の審議会は今日が最後になりますので、計画書につきましては、出来上がり次第、皆様のほうに郵送させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、来年度の審議会の開催につきましては、令和7年2月に開催を予定しておりますので、また、詳細につきましては、委員長と相談させていただき、改めて御案内させていただきます。本日はありがとうございました。